

令和 7 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省 R7 - ⑳)

施策名	目標 5－3 野生生物の保護・管理										担当部局名	自然環境局 野生生物課			
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護増殖による種の保存、鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止。										政策評価実施予定時期	令和 8年	政策評価実施時期		
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣による農林水産業、生活環境、生態系への被害の防止。外来種による在来種や生態系への影響の防止。										政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全			
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 生物多様性国家戦略2023-2030(令和5年3月31日閣議決定)第2部 行動計画 第1章 生態系の健全性の回復 行動目標1-3、1-6、第2章 自然を活用した社会課題の解決 具体的施策 2-5-7														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			達成
		基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度				
1 絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合	-	-	15%	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	絶滅危惧種の保全を効果的に推進するために、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため(生物多様性国家戦略2023-2030中、「行動目標＞具体的施策＞1-5-1 レッドリストの作成と国内希少野生動植物種の指定「絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合」)。			
					11.7%	11.9%	12.8%	-	-	-	-				
2 絶滅回避率(絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合)	-	-	100%	R7年度	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	新たな種の絶滅が生じないよう、絶滅危惧種の状況について評価するため。			
					100%	100%	100%	-	-	-	-				
3 ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	推定の中央値 ニホンジカ311万頭 イノシシ127万頭 ※令和4年度に算出	平成23年度	平成23年度比で半減 (ニホンジカ155万頭、イノシシ64万頭)	R10年度	-	ニホンジカ155万頭、イノシシ60万頭	-	-	-	-	ニホンジカ155万頭、イノシシ64万頭	ニホンジカ・イノシシによる自然生態系等への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。なお、当初、令和5年度を目標年度にしていたが(生物多様性国家戦略2023-2030中、「行動目標＞具体的施策＞2-5-7 指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の適正管理の推進[重点]」)、特にニホンジカの個体数半減が難しい状況にあることから、令和5年9月に目標年度を令和10年度まで延長することを決定した。			
					ニホンジカ318万頭、イノシシ78万頭	集計中	集計中	-	-	-	-				
4 奄美大島におけるマングースの自動撮影カメラによる撮影枚数	0枚	令和6年度	0枚	R10年度	-	-	-	0枚	0枚	0枚	0枚	奄美大島において根絶した特定外来生物マングースについて、島外からの再侵入の有無をモニタリングし、根絶を維持する。			
					-	-	-	-	-	-	-				
5 ヒアリの定着地点数	-	-	0地点	R7年度	-	0地点	0地点	0地点	-	-	-	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特にまん延した場合に著しく重大な生態系被害が生じるおそれのある要緊急対処特定外来生物ヒアリの日本国内への定着を阻止する必要があるため。			
					0地点	0地点	0地点	-	-	-	-				
6 都道府県当たりの専門的知見を有する職員の平均数	3.7人	令和4年度	5.0人	令和12年度	-	-	-	5.0人	5.0人	5.0人	5.0人	鳥獣の保護及び管理を効果的に推進するためには、専門的な知見を有する職員が都道府県等の行政機関に配置されていることが重要であるため。(生物多様性国家戦略2023-2030中、「行動目標＞具体的施策＞2-5-12 次世代の鳥獣保護管理の担い手の確保・育成」に基づき、都道府県当たりの専門的知見を有する職員を確保するもの。)			
					3.7人	3.6人	4.5人	-	-	-	-				
7 都道府県が定めるクマの第二種特定鳥獣管理計画のうちゾーニング管理を考慮している計画数	20	令和6年度	34	令和12年度	-	-	-	-	-	-	-	クマ類の保護・管理の目的である、「地域個体群を将来にわたって安定的に存続させながら、人間との軋轢を軽減する」ことを達成するためには、野生動物の生息状況や生息環境、人間活動を考慮し、人間と動物の棲み分けを図ることが重要であることから、ゾーニング管理を推進していく。			
					19	19	20	-	-	-	-				

	8	狩猟免許所持者数	21.8万人	令和2年度	25万人	令和8年度	—	—	—	—	25万人	—	—	鳥獣保護管理を推進するため、捕獲の担い手となる狩猟免許の所持者数を増加させていく必要がある。鳥獣保護管理法に基づき、環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針を定めることとされており、本基本指針の計画期間は、鳥獣の生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、5年ごとに見直しを行うこととしており、現行の基本指針は令和8年度までとなっているため、その見直しに合わせ、目標の評価時期を設定した。目標値は過去5年間(2015年度～2020年度)の平均増加率から算出。															
測定指標							目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										達成									
9							適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況	野生生物の適切な保護管理	—	鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、国際希少野生動植物種の保存、遺伝子組換え生物対策、野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング等を総合的に推進することにより、野生生物の保護・管理の強化に寄与するため。																			
10							侵略的外来種の状況	侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。	—	外来種の情報収集を行い、対策の優先度の高い外来種を明らかにすることで、外来種による生態系への被害の防止を図るため。また、外来種の侵入経路の把握に努め、より効率的な対策を進めるため。																			
達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号										
(1)			希少種保護対策費 (平成4年度)	1.2	004905	(5)			指定管理鳥獣対策捕獲等事業費(平成26年度)	3	004909	(9)			—	—	—	(13)			—	—	—	(17)			—	—	—
(2)			国際希少野生動植物種流通管理対策費 (昭和61年度)	6	004902	(6)			アジア太平洋地域渡り鳥及び湿地保全推進費 (昭和57年度)	6	004882	(10)			—	—	—	(14)			—	—	—	(18)			—	—	—
(3)			鳥獣保護管理対策費 (昭和46年度。一部平成10、14、21、24年度、令和5年度に開始・変更。)	3.6	004896	(7)			外来生物対策費 (平成16年度)	4.5	004906	(11)			—	—	—	(15)			—	—	—	(19)			—	—	—
(4)			鳥獣感染症対策費 (平成17年度)	6	004907	(8)			遺伝子組換え生物対策費 (平成16年度)	6	004908	(12)			—	—	—	(16)			—	—	—	(20)			—	—	—
	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)																										
			(判断根拠)																										
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等																											
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】																										

	学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係	【主な目標】
	【副次的効果が期待される目標】			
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			